

愛媛県報

発行 愛媛 場

第2869号

平成29年 4 月28日金曜日 第2869号

	\Diamond	目	次	\Diamond			
		規	則				
愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則及び愛媛県地域医療医	師確保	呆奨学金貸与	与条例的	施行規則の一部を改正する	規則	(医療対策	〔課)324
		告	示				
解除予定保安林		_				(森林整備	詩課) 326
都市計画の変更(追加)(6件)						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
指定居宅サービス事業者の指定						-	-
指定居宅介護支援事業者の指定					(// // // // // // // // // // // // //) 327
指定介護予防サービス事業者の指定					(") 327
指定居宅サービス事業の廃止					(<i>"</i>) 328
指定居宅介護支援事業の廃止					(") 328
指定介護予防サービス事業の廃止					(") 328
指定介護老人福祉施設の指定の辞退					(") 329
土地改良区役員の就退任の届出(2件)					(東予地	方局農村整備	請課) 329
建設業者の許可の取消し					(東	予地方局管理	理課)330
道路の区域変更(県道新居浜別子山線)					(") 330
道路の供用開始(")					(") 330
土地改良区役員の就退任の届出					(中予地方局	農村整備第一	-課) 330
土地改良区の定款変更の認可					(南予地	方局農村整備	請課) 330
建設業者の許可の取消し					(南	予地方局管理	理課) 331
		公	告				
農業振興地域の指定の変更					(農政課農地	・担い手対策	(室) 331
		人事委員会	会規則	I			
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則					(人	事委員会事務	8局) 331
		人事委員会	会告示	₹			
平成29年職種別民間給与実態調査の実施					(A	事委員会事務	络局)332
		挙管理委					
不在者投票のできる施設の指定の一部改正					(選挙管理委員	全) 333
		±8	Bil		_		
		規	則				

○愛媛県規則第27号

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則及び愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成29年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則及び愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

(愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部改正)

第1条 愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則(平成18年愛媛県規則第30号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 前
(期間の計算)	(期間の計算)
第14条 業務に従事した期間は、業務に従事した日の属する月から	第14条 業務に従事した期間は、業務に従事した日の属する月から
当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算	当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算
するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のい	するものとする。この場合において、その期間内に <u>休職(業務に</u>
ずれかに該当する 期間	起因するものを除く。以下同じ。)をし、又は停職にされた期間

<u>日の属する月から終了する日の属する月までの</u>月数を除くものと

があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する

があるときは、それぞれ当該各号に定める

(1) 休職(業務に起因するものを除く。以下同じ。)をし、又は 停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開									
停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開									
始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数									
② その他知事が定める期間 知事が定める月数									
樣式第5号(第7条、樣式第2号関係) 推薦書(研	樣式第5号 (第7条 <u>、樣式第1号</u> 、樣式第2号関係) 推薦書(研								
修医用)	修医用)								
省略	省略								
注 省略	注省略								
様式第8号(第13条関係) へき地医療医師確保奨学金(地域医療	 様式第8号 (第13条関係) へき地医療医師確保奨学金(地域医療								
医師確保短期奨学金)返還免除申請書	医師確保短期奨学金)返還免除申請書								
省略	省略								
休職、停職等の有無									
及びその期間	休職又は停職の有無								
省略	省略								
注 省略	注 省略								
樣式第9号(第13条、樣式第8号関係) 業務従事証明書	樣式第9号 (第13条、樣式第8号関係) 業務従事証明書								
省略	省略								
業務に従事した期間中に休職を省略	業務に従事した期間中に休職を「省略								
し、又は停職にされた期間その他	し、又は停職にされた期間								
知事が定める期間があったとき	があったとき								
は、その期間、月数及びその理由	は、その期間、月数及びその理由								
注省略	注省略								
(愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則の一部改正) 第2条 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則(平成20年	F愛媛県規則第60号)の一部を次のように改正する。								
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規	見定に下線で示すように改正する。								
改 正 後									
	改 正 前								
(期間の計算)	改正前 (期間の計算)								
(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合におい	(期間の計算)								
	(期間の計算)								
第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合におい	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合におい								
第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入する								
第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する 月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入する	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入する								
第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する 月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入する ものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれ	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条にお								
第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する 月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入する ものとする。この場合において、その期間内に休職(指定医療機 関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条にお								
第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する 期間があるときは、それぞ	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は停職にされた期間があるときは、当該休								
第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する 期間があるときは、それぞれ当該各号に定める	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は停職にされた期間があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了								
第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する 期間があるときは、それぞれ当該各号に定める 月数を除くものとする。 (1) 休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。)をし、又は停職にされた期	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は停職にされた期間があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数を除くものとする。								
第10条 条例第 6 条第 2 項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する 期間があるときは、それぞれ当該各号に定める 月数を除くものとする。 (1) 休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。)をし、又は停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属す	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は停職にされた期間があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数を除くものとする。								
第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する 期間があるときは、それぞれ当該各号に定める 月数を除くものとする。 (1) 休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。)をし、又は停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は停職にされた期間があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数を除くものとする。								
第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する 期間があるときは、それぞれ当該各号に定める 月数を除くものとする。 (1) 休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。)をし、又は停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数 (2) その他知事が定める期間 知事が定める月数	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は停職にされた期間があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数を除くものとする。								
第10条 条例第 6 条第 2 項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する 期間があるときは、それぞれ当該各号に定める 月数を除くものとする。 (1) 休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。)をし、又は停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数 (2) その他知事が定める期間 知事が定める月数 様式第 6 号(第 9 条関係) 地域医療医師確保奨学金返還免除申請	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は停職にされた期間があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数を除くものとする。								
第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する 期間があるときは、それぞれ当該各号に定める 月数を除くものとする。 (1) 休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。)をし、又は停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数 (2) その他知事が定める期間 知事が定める月数	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は停職にされた期間があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数を除くものとする。								
第10条 条例第 6 条第 2 項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する 期間があるときは、それぞれ当該各号に定める 月数を除くものとする。 (1) 休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。)をし、又は停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数 (2) その他知事が定める期間 知事が定める月数 様式第 6 号(第 9 条関係) 地域医療医師確保奨学金返還免除申請	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は停職にされた期間があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数を除くものとする。								
第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する 期間があるときは、それぞれ当該各号に定める 月数を除くものとする。 (1) 休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。)をし、又は停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数 (2) その他知事が定める期間 知事が定める月数 様式第6号(第9条関係) 地域医療医師確保奨学金返還免除申請書	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は停職にされた期間があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数を除くものとする。 様式第6号(第9条関係) 地域医療医師確保奨学金返還免除申請書								
第10条 条例第 6 条第 2 項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する 期間があるときは、それぞれ当該各号に定める 月数を除くものとする。 (1) 休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。)をし、又は停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数 (2) その他知事が定める期間 知事が定める月数 様式第 6 号(第 9 条関係) 地域医療医師確保奨学金返還免除申請書	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は停職にされた期間があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数を除くものとする。								
第10条 条例第 6 条第 2 項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する 期間があるときは、それぞれ当該各号に定める 月数を除くものとする。 (1) 休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。)をし、又は停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数 (2) その他知事が定める期間 知事が定める月数 様式第 6 号(第 9 条関係) 地域医療医師確保奨学金返還免除申請書	(期間の計算) 第10条 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合においては、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職(指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条において同じ。)をし、又は停職にされた期間があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数を除くものとする。 様式第6号(第9条関係) 地域医療医師確保奨学金返還免除申請書 省略 休職又は停職の有無								

注 省略

樣式第7号(第9条、樣式第6号関係) 業務従事証明書

省略

業務に従事した期間中に休職を 省略

し、又は停職にされた期間その他

知事が定める期間があったとき

は、その期間、月数及びその理由

注 省略

注 省略

樣式第7号(第9条、樣式第6号関係) 業務従事証明書

注 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第8号及び様式第9号の規定並びに第2条の規定による改正前の愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則様式第6号及び様式第7号の規定による書類は、第1条の規定による改正後の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第8号及び様式第9号の規定並びに第2条の規定による改正後の愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則様式第6号及び様式第7号の規定による書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第533号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律 第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所 八幡浜市穴井5番耕地341の7
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため

○愛媛県告示第534号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成29年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 西条都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域西条都市計画区域

○愛媛県告示第535号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成29年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称
 - 松山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域 松山広域都市計画区域

○愛媛県告示第536号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成29年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称久万都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域久万都市計画区域

○愛媛県告示第537号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成29年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称 内子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域 内子都市計画区域

○愛媛県告示第538号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成29年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称西予都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域西予都市計画区域

○愛媛県告示第539号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づ

き、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 平成29年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

 都市計画の種類及び名称 松山広域都市計画区域区分

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 次の区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。 伊予市下三谷、下吾川の各一部
- (2) 次の区域内に存する市街化区域を市街化調整区域に変更する。 なし

○愛媛県告示第540号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 髙 塚 真 志

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定	居	き サ	- Ľ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名称又は氏名	名		称	所		在		地	拍处平月口	リーこ人の種類
株式会社JOY・ONE	福祉用具レンタ	7ル・販売	Вее	愛媛県西	条市北	条1628	番地 1		平成29年3月1日	福祉用具貸与
株式会社JOY・ONE	福祉用具レンタ	7ル・販売	Вее	愛媛県西	条市北	条1628	番地 1		平成29年3月1日	特定福祉用具販売
株式会社キュート	株式会社キュー	-ト 福祉	用具事業所	愛媛県今	台市北	日吉町	三丁目 2	番4号	平成29年 3 月22日	福祉用具貸与
株式会社キュート	株式会社キュー	- ト 福祉	用具事業所	愛媛県今海	台市北	日吉町	三丁目 2	番4号	平成29年 3 月22日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第541号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。 平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 髙 塚 真 志

指定居宅介護支援事業者の名称	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
指定店七月 護义援争未有の有称	名				称		所		在		地	拍走牛月口	リーころの作業
合同会社幸	指定居宅	介護支持	援事業	新 幸		愛号	媛県新.アサヒ	居浜市パレス	庄内町 庄内401	三丁目	1番141	平成29年3月1日	居宅介護支援
株式会社アコンプリシー	居宅介護	支援事	業所	笑步会	西条符	伸愛	媛県西	条市神	拝甲561	番地 1		平成29年3月1日	居宅介護支援
株式会社ねんりんサポート	居宅介護	支援事	業所ね	んりん		愛	媛県四 みずほ	国中央ユーミ	市金生ーマン	町下分 /ョン1	962番地 01号	平成29年3月6日	居宅介護支援

○愛媛県告示第542号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 髙 塚 真 志

45 - A 4# - R. H	指	定	介	護	予	防	サ	_	ビ	ス	事	業	所		
指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	名					称		所		7	 生		地	指定年月日	サービスの種類
株式会社JOY・ONE	福祉用具	具レン	タル	・販売	В	e e	3	愛媛県西	5条市	北条1	628番	地 1		平成29年3月1日	介護予防福祉用具 貸与
株式会社JOY・ONE	福祉用具	具レン	タル	・販売	В	e e	3	愛媛県西	5条市	北条1	628番	地 1		平成29年3月1日	特定介護予防福祉 用具販売
株式会社キュート	株式会社	生キュ	- F	福祉	用具	事業所	3	愛媛県-	分治市	北日記	吉町三	丁目	2番4号	平成29年 3 月22日	介護予防福祉用具 貸与
株式会社キュート	株式会社	生キュ	. - ト	福祉/	用具	事業所	3	愛媛県-	〉治市	北日記	吉町三	丁目	2番4号	平成29年 3 月22日	特定介護予防福祉 用具販売

○愛媛県告示第543号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 髙 塚 真 志

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指 定 居 宅 サー	- ビ ス 事 業 所	廃止年月日	サービスの種類
名称又は氏名	名 称	所 在 地	ж ш + /) ц	J CONTENT
有限会社戸田医療器	訪問看護ステーション四国中央	愛媛県四国中央市豊岡町大町135番地 1 サンパティーク101号	平成29年 3 月31日	訪問看護
株式会社池田屋	介護用品サービス あさひ	愛媛県今治市高橋甲263番地5	平成29年 3 月31日	福祉用具貸与
株式会社池田屋	介護用品サービス あさひ	愛媛県今治市高橋甲263番地5	平成29年 3 月31日	特定福祉用具販売
社会福祉法人来島会	訪問介護事業所 かのこ	愛媛県今治市宮ケ崎甲700番地 1	平成29年 3 月31日	訪問介護
社会福祉法人宝集会	短期入所生活介護事業所 宝閑荘	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11番地の 91	平成29年 3 月31日	短期入所生活介護
四国中央市	通所介護事業所 みどり荘	愛媛県四国中央市中之庄町542番地	平成29年 3 月31日	通所介護
四国中央市	短期入所生活介護事業所 萬翠荘	愛媛県四国中央市中之庄町542番地	平成29年 3 月31日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第544号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 髙 塚 真 志

指定居宅介護支援事業者の名称	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類
指化店七川護又抜争乗台の台称	名				称		所		在		地	廃业牛月口	リーこ人の種類
株式会社すみれ	指定居宅	介護支	援事業	美所すみ	∤ħ	愛号	媛県新	居浜市	新須賀	町三丁	目 1 番50	平成29年 3 月31日	居宅介護支援
四国中央市	居宅介護	支援事	業所	すいに	ţ	愛	媛県四	国中央	市中之/	主町54	2番地	平成29年 3 月31日	居宅介護支援

○愛媛県告示第545号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 髙 塚 真 志

指定介護予防サービス事業者の	指定介護予防サ	ナービス事業所	・ 廃止年月日 サービスの種類
名称又は氏名	名 称	所 在 地	
有限会社戸田医療器	 訪問看護ステーション四国中央 	愛媛県四国中央市豊岡町大町135番地 1 サンパティーク101号	平成29年3月31日 介護予防訪問看護
株式会社池田屋	介護用品サービス あさひ	愛媛県今治市高橋甲263番地 5	平成29年 3 月31日 介護予防福祉用具 貸与
株式会社池田屋	介護用品サービス あさひ	愛媛県今治市高橋甲263番地 5	平成29年 3 月31日 特定介護予防福祉 用具販売
社会福祉法人来島会	 訪問介護事業所 かのこ 	愛媛県今治市宮ケ崎甲700番地 1	平成29年3月31日 介護予防訪問介護
株式会社さいとう	デイサービス ひまわり	愛媛県新居浜市東雲町二丁目12番44号	平成29年3月31日 介護予防通所介護
社会福祉法人宝集会	短期入所生活介護事業所 宝閑荘	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11番地の91	平成29年 3 月31日 介護予防短期入所 生活介護

四国中央市	通所介護事業所 みどり荘	愛媛県四国中央市中之庄町542番地	平成29年 3 月31日	介護予防通所介護
四国中央市	短期入所生活介護事業所萬翠荘	愛媛県四国中央市中之庄町542番地	平成29年 3 月31日	介護予防短期入所 生活介護

○愛媛県告示第546号

介護保険法(平成9年法律第123号)第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定を辞退する旨の届出があった。 平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 髙 塚 真 志

指定介護老人福祉施設の	指	定	介	護	老	人	福	祉	施	設	辞退年月日	サービスの種類
開設者の名称 	名				称	所		在		地	研区千万口	リーころの作業
四国中央市	特別養護	老人ホ-	-ム萬翠	莊		愛媛県[四国中纪	央市中之	注町54	2番地	平成29年3月31日	介護老人福祉施設

○愛媛県告示第547号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市玉津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 髙 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏			名	住所
理事	_	色	鉄	馬	西条市玉津314
"	星	加	満	則	西条市玉津408
"	浅	木		譲	西条市玉津197
"	矢	野	泰	利	西条市玉津283
"	白	木	雅	章	西条市玉津396 - 1
"	矢	野	哲	也	西条市玉津279 - 4
監事	星	加	幹	樹	西条市玉津284 - 2
"	越	智		敦	西条市玉津312
ı	1				

退任

役員の種類	氏		名		住	所
理事	白	木	統	務	西条市玉津403	
"	矢	野	昭	旌	西条市玉津289 - 1	
"	日	野	敬	治	西条市玉津311 - 2	
"	矢	野	裕	Ξ	西条市玉津361	
"	矢	野	賀	文	西条市玉津266 - 5	
"	日	野		正	西条市玉津374	
監事	監事星			晋	西条市玉津318 - 7	
"	星	加		憲	西条市玉津337	

○愛媛県告示第548号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市氷見土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 髙 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏	名	住 所				
理事	髙橋	保 雄	西条市氷見乙1749番地 8				
"	矢 葺	節雄	西条市氷見乙267番地 1				
"	髙 木	則男	西条市氷見乙1089番地				
"	丹	幸臣	西条市氷見甲451番地				
"	安 藤	英 利	西条市氷見丙982番地10				
"	松本	真一郎	西条市野々市115番地 1				
"	渡 部	義文	西条市氷見乙1933番地				
"	伊藤	秀 雄	西条市氷見丙11番地 6				
"	一 色	宣博	西条市氷見丙482番地 2				
"	戸田	辰 雄	西条市氷見甲198番地				
"	伊藤	伸 吾	西条市小松町新屋敷甲2844番地 1				
監事	越 智	廣	西条市氷見丙562番地				
"	今 井	貞 美	西条市氷見乙1203番地 3				
"	丹 彦	左衛門	西条市氷見甲150番地				

退任

役員の種類	氏 名	住 所
理事	髙 橋 保 雄	西条市氷見乙1749番地 8
"	矢 葺 節 雄	西条市氷見乙267番地 1
"	髙 木 則 男	西条市氷見乙1089番地
"	丹 幸臣	西条市氷見甲451番地
"	安藤英利	西条市氷見丙982番地10
"	松本真一郎	西条市野々市115番地1
"	丹 洋詞	西条市氷見丙42番地
"	守木利久	西条市氷見丙960番地 2
"	伊藤友 一	西条市氷見丙794番地 4
"	長谷川 孝 師	西条市氷見甲148番地
監事	越 智 廣	西条市氷見丙562番地
"	今 井 貞 美	西条市氷見乙1203番地 3
"	丹 彦左衛門	西条市氷見甲150番地

○愛媛県告示第549号

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成29年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 24)第11762号	平成24年 10月31日	(有)渡部電気	渡部 敬志	今治市玉川町畑寺甲360 - 2	平成29年 3月9日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 26)第5075号	平成27年 3月3日	(有)三好産業	三好 里香	西条市朔日市735番地 1	平成29年 3 月15日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 27)第15892号	平成28年 2月9日	(有)江口建設	江口 信博	四国中央市土居町野田甲 494番地 1	平成29年 3月31日	管工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第550号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路(の種類	路	線	名	区	間	旧・別	新	敷幅	地	の員	延長	備考
県	県 道 新居浜別子山線		山坡白	新居浜市大永山字須領スズ尾 同字344番69まで	ІВ	,	メート 5 !		6.8	キロメート。 0 .130			
	道	机店	从 加丁	山椒	新居浜市大永山字須領スズ尾 同字344番102まで	新		8.	1 ~ 1	4 .1	0 .130		

○愛媛県告示第551号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種	類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	新居	浜別子	山線	新居浜市大永山 同字344番102ま		ズ尾344番79	から				平成29年 4 月28日

○愛媛県告示第552号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市居相土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した 旨の届出があった。

平成29年4月28日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏	氏 名			住	所		
理事	洲之	之内	貞	治	松山市居相一丁目 3 番10号			
"	有	光	逸	武	松山市居相五丁目7番7号			
"	今	村	敬三		松山市居相四丁目21番12号			
"	今	村	省	Ξ	松山市居相三丁目8番1号			
"	今	村		孝	松山市居相五丁目2番4号			
監事	監事堀川		満	幸	松山市居相五丁目 5番15号			
"	永	木	圭	Ξ	松山市居相一丁目10番5号			

退任

役員の種類	役員の種類 氏			名	住	所			
理事	理 事 洲之内		貞	治	松山市居相一丁目 3 番10号				
"	有	光	逸	武	松山市居相五丁目7番7号				
"	今	村	敬	Ξ	松山市居相四丁目21番12号				
"	今	村	省	Ξ	松山市居相三丁目8番1号				
"	今	村		孝	松山市居相五丁目2番4号				
監事	監事 堀 川		満	幸	松山市居相五丁目 5 番15号				
"	永	木	圭	Ξ	松山市居相一丁目10番5号				

○愛媛県告示第553号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 肱川町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 4 月28日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

○愛媛県告示第554号

建設業法 (昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成29年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(特 - 26)第863号	平成27年 3 月30日	浅田工業街	浅田 大作	宇和島市長堀1-6-5	平成29年 3月1日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 25)第14044号	平成25年 6 月22日	豊洋産業㈱	竹井 伸夫	八幡浜市保内町川之石 1 - 236 - 105	平成29年 3 月14日	大工工事業、左官工事業 電気工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 板金工事業、塗装工事業 防水工事業 内共仕上工事業 建具工事業	建設業の廃止 (一部)

公 告

○公告

農業振興地域の指定(伊予市)(平成18年5月23日付け公告)の 一部を次のように変更する。

平成29年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

2を次のように変更する。

2 区域

伊予市のうち、次の図面の赤色で着色した部分(都市計画法(昭和43年法律第100号)の市街化区域、愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の県立自然公園の特別地域の一部、中山町栗田の区域の一部及び農用地等として利用できない森林)を除いた区域

(図面省略)

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県中予地方局に備え置いて縦覧に供する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 178

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月28日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13-16)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 改 īΕ 徭 ᅏ 前 別表(第2条、第3条関係) 別表(第2条、第3条関係) 機関 機関 省略 省略 知本庁 営業本部長 防災安全統括部長 知本庁 特命理事 部長 営業本部長 防災安全統括部長 部長 事 局長 医療政策監 技術監 総務担当次長 運 局長 医療政策監 技術監 総務担当次長 運 営・式典担当次長 競技力向上担当次長 営業本 営・式典担当次長 競技力向上担当次長 営業本 部 部 局 部マネージャー 危機管理監 環境技術専門監 局 部マネージャー 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高速道路推進監 原子力安全対策推進監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 県外競技調整監 課長補佐 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員(秘書課及び財政 所長 主幹 営業主幹 専門員(秘書課及び財政 課に属するもの並びに人事係、組織定員係、人材 課に属するもの並びに人事係、組織定員係、能力 育成係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部 考査係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部 又は一部を専門事項とするものに限る。) 秘書 又は一部を専門事項とするものに限る。) 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人 事係長 組織定員係長 人材育成係長 給与係長 事係長 組織定員係長 能力考査係長 給与係長

福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報 道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長(秘書課及び総合政策課に属するもの (総合政策課にあつては、自転車新文化推進室及 び調整管理係に属するものを除く。)、予算、庁 <u>舎管理及び行幸啓報道</u>を担当するもの並びに人事 係、人材育成係、福利健康係及び法令係 が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定 員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するも のに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人 事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令 係に属するものに限る。) 省略

省略 教 事 副教育長 部長 財務指導監 課長 室長 管理 務 庁 主事 課長補佐 主幹 専門員(秘書事務を専門 委 局 事項とするもの、人事及び給与について企画に関 員 する事務を専門事項とするもの並びに法令指導係 会 が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とする ものに限る。) 総務係長 法令 指導係長 健康支援係長 厚生事業係長 教職員 係長 担当係長(教育総務課及び教職員係に属す るもの並びに県立学校(特別支援学校を除く。以 下同じ。)の管理を担当するもののうち人事及び 給与について企画に関する事務を管理するものに 限る。) 主任(総務係に属するもののうち秘書 事務を担当するもの並びに人事及び給与について 企画に関する事務を担当するもの、法令指導係及 び教職員係に属するもの並びに県立学校の管理を 担当するもののうち人事及び給与について企画に 関する事務を担当するものに限る。) 主事(総 務係に属するもののうち秘書事務を担当するもの 並びに人事及び給与について企画に関する事務を 担当するもの、法令指導係及び教職員係に属する もの並びに県立学校の管理を担当するもののうち 人事及び給与について企画に関する事務を担当す るものに限る。) 省 略 省

福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報 道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長(秘書課及び総合政策課に属するもの (総合政策課にあつては、自転車新文化推進室及 び調整管理係に属するものを除く。)、予算及び 庁舎管理 を担当するもの並びに人事 係、給与係 、福利健康係、法令係及び広報係 が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定 員係、能力考査係、給与係及び法令係に属するも のに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人 事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令 係に属するものに限る。)

副教育長 部長 財務指導監 課長 室長 管理

省略

事

省略 教

昚 務

沗 局

昌

会

庁 主事 課長補佐 主幹 専門員(秘書事務を専門 事項とするもの、人事及び給与について企画に関 する事務を専門事項とするもの並びに法令指導係 が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とする ものに限る。) 総務係長 企画調整係長 法令 指導係長 健康支援係長 厚生事業係長 教職員 係長 担当係長(教育総務課及び教職員係に属す るもの並びに県立学校(特別支援学校を除く。以 下同じ。)の管理を担当するもののうち人事及び 給与について企画に関する事務を管理するものに 限る。) 主任(総務係に属するもののうち秘書 事務を担当するもの並びに人事及び給与について 企画に関する事務を担当するもの、法令指導係及 び教職員係に属するもの並びに県立学校の管理を 担当するもののうち人事及び給与について企画に 関する事務を担当するものに限る。) 主事(総 務係に属するもののうち秘書事務を担当するもの 並びに人事及び給与について企画に関する事務を 担当するもの、法令指導係及び教職員係に属する もの並びに県立学校の管理を担当するもののうち 人事及び給与について企画に関する事務を担当す るものに限る。)

省 略 略

省略

備考 省略

略 省略

備考 省略

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第2号

平成29年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛

媛県統計調査条例(平成20年愛媛県条例第68号)第3条第2項の規 定により告示する。

平成29年 4 月28日

愛媛県人事委員会

委員長 宇都宮 嘉 忠

1 調査の目的

地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための 基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所

- 3 報告を求める事項
 - (1) 事業所に関すること。
- (2) 給与制度に関すること。
- (3) 従業員の給与に関すること。

- (4) 採用に関すること。
- (5) その他勤務条件に関すること。
- 4 報告を求める事項の基準となる期日 平成29年4月分の最終給与締切日
- 5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの

- 6 報告を求めるために用いる方法 実地調査
- 7 報告を求める期間 平成29年5月1日(月)から同年6月16日(金)まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。 平成29年4月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

 改正後
 改正前

 1・2 省略
 1・2 省略

 3 老人ホーム
 3 老人ホーム

名	称	種	類	所	在	地	指定年月日
省略							
省略							
ケアハウ	フスオ	省略					
リーブ							
養護老人	ホー	養護老	人	四国中	央市	上分町	平成29年4月
ム敬寿園		<u>ホーム</u>		乙8-	3		18日
省略							

 名
 称
 種
 類
 所
 在
 地
 指定年月日

 省略
 養護老人 四国中央市金田町 金川197
 昭和38年10月 29日

 省略
 ケアハウスオ 省略 リーブ

 省略

4・5 省略

4・5 省略

平成29年 4 月28日 発行 333